

平成20年(2008年)4月10日

横須賀市長 蒲谷 亮 一 様

横須賀市情報公開審査会  
委員長 原 田 一 明

公文書の非公開公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成18年11月15日付横財管第183号で諮問された公文書非公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が、平成13年度から平成17年度に旧用地課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書について、平成18年9月15日付横財管第138号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書の内容

平成13年度から平成17年度に旧用地課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書(以下「一覧表」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)は、実施機関が情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)11条3項の規定に基づき非公開とした決定(以下「本件処分」という。)を取消し、一覧表の公開を求めるというものである。

4 異議申立ての経緯

- (1) 平成18年9月12日、申立人は、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、「平成13年度から平成17年度に下水道整備課、道路建設課、公園建設課、用地課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 同年9月15日、実施機関(所管課は財政部財産管理課。用地課は組織改正によ

り平成18年4月1日をもって廃止となっており、主な文書は財政部財産管理課に引き継がれた。)は、一覧表が存在であることから、条例11条3項の規定に基づき非公開の決定を行った。その理由は「財産管理課で引継ぎを受けた旧用地課業務について、平成13年度から平成17年度に用地課において発注された公共工事及び業務委託等(入札によるものを含む)における名称(件名)の一覧表を作成していないため」であった。

(3) 平成18年10月27日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)6条に基づき実施機関へ異議申立書を提出した。

## 5 両者の主張

### (1) 申立人の主張

申立人が、平成18年10月27日提出の「異議申立書」、平成19年1月20日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」により主張した内容は、次のように要約することができる。

#### 一覧表の必要性等について

旧用地課から財産管理課に仕事を引き継ぐ際には、以前作成された資料と書類を引き継ぐことになるが、その際に必ず一覧表は必要である。また、職場を管理・監督する職員は、一覧表がなければどのように仕事を把握しているのか。

#### 文書の特定について

一覧表については、1枚の用紙に1件の情報しか載せていない資料ではなく表の形式になっているものと伝えており、工事又は業務委託の一覧表という形式で何枚になってもよい旨実施機関には何度も説明をしている。一方、下水道整備課は、申立人の意図を理解し情報を正確に公開したが、財産管理課は、請求又は要望に応じようとせず非公開決定を行っている。この対応の違いは、不正が内包している可能性が極めて高いのではないかという印象を抱くものである。

### (2) 実施機関の説明

実施機関が、平成18年12月20日提出の「諾否決定理由説明書」、平成19年11月26日の当審査会に対する「口頭説明」において主張した内容は、次のように要約することができる。

#### 一覧表の必要性について

業務の一覧表は、予算管理上又は業務管理上必要であるかもしれないが、旧

用地課は消耗品等の事務費以外には予算がなく、予算管理は、事業依頼元の課が行っていた。よって、業務の管理は各課ごとに行われており、一覧表を作成する必要はない。

#### 文書の特定について

旧用地課が発注した主要な業務名を確認できる文書として、「横須賀市一般会計・特別会計決算主要事業等に関する説明書（以下「決算説明書」という。）」が存在する。しかし、決算説明書は、市政情報コーナーにおいてすでに一般に公表されているため、請求の対象にはならないものであるが、決算説明書が、申立人の求める情報ではないかと考え、申立人に提示したところ、申立人から拒否された。そのため、請求内容について質問し、情報提供も行ったが、申立人からは違う旨の回答しか得られなかった。したがって、請求書には、一覧表と明記されていることから、旧用地課が発注した公共工事及び業務委託の全てが一つの書式に集約され、その名称全体を確認できる表であると判断した。

旧用地課が発注していた公共工事及び業務委託は、土木部内の交通対策課・道路建設課・道路補修課などの部内各課が所管する予算により執行されていたため、依頼内容に応じた費目分野ごとに執行管理していた。費目によっては、その年度の執行件数が極めて少数であるものもあるため、執行関係書類そのもので執行額等を把握していた業務もあり、公共工事及び業務委託の名称全てを確認できる一覧表は存在しない。旧用地課が行っていた業務は、現在、財政部財産管理課、土木みどり部道路管理課・道路建設課・道路補修課に引き継がれている。このうち、旧用地課が発注していた公共工事及び業務委託は、財産管理課、道路建設課、道路補修課に業務ごとに分割して引き継がれた。しかし、引継ぎ文書として、旧用地課が発注した公共工事及び業務委託の名称の一覧表は存在しない。

## 6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった一覧表について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

### (1) 公表されている情報等について

決算説明書は、地方自治法233条5項に基づき市長が決算を議会の認定に付するに当たり、当該会計年度における主要施策の成果を証明する書類の一つとして作成されているものであり、その形式は一覧表形式となっており、事業名、工事

費及び工事概要等が主要事業ごとに記載されている。

(2) 文書の作成義務等について

一覧表は、法令に基づいて作成が義務づけられているものではない。また、公文書取扱規程(平成8年横須賀市訓令甲第4号)11条の2には「事案を処理する場合は、原則として公文書を作成しなければならない。」と規定されている。しかしながら、当審査会が実施機関の説明を聴取した限りでは、一覧表が作成されなくても、事務執行上支障がないとする実施機関の説明に不合理又は不自然な点を認めることはできなかった。よって、一覧表は職員が業務遂行において必ず作成しなければならない公文書であると判断することはできない。

(3) 文書不存在について

審査会は、下水道整備課が申立人に対して公開した「平成15年度下水道事業請負工事一覧表、平成16年度上下水道事業請負工事一覧表、平成17年度上下水道事業請負工事一覧表」を参考にして、これと類似すると思われる公文書の名称について、公文書目録及び保存期間満了文書リスト等の文書管理関係書類を検分したが、一覧表の存在を確認することはできなかった。

また、実施機関による文書不存在についての説明に特に不自然な点はなく、その他一覧表が存在すると推認できる事情もないことから、一覧表を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点を認めることもできない。

したがって、実施機関が、一覧表について、平成18年9月15日付横財管第138号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長      原 田 一 明

委 員          三 浦 大 介

委 員          遠 藤 正 敏

委 員          千 賀 重 義

委 員          望 月 由 佳 子

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成18年10月27日	・ 異議申立ての提起
平成18年11月15日	・ 横須賀市長からの諮問< 財政部財産管理課 >
平成18年12月20日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成19年 1 月20日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成19年10月29日	・ 審議
平成19年11月26日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成19年12月27日	・ 審議
平成20年 1 月28日	・ 審議
平成20年 2 月25日	・ 審議
平成20年 3 月24日	・ 審議